

# 入札公告

次のとおり一般競争入札(政府調達対象外)に付します。

令和 8 年 1 0 月 3 0 日

支出負担行為担当官  
九州森林管理局長 眞城英一

## 記

### 1. 工事概要

- (1) 工 事 名 九州森林管理局空調設備改修工事
- (2) 工事場所 熊本県熊本市西区京町本丁 2 番 7 号
- (3) 工事内容 九州森林管理局庁舎空調設備更新に伴う、油入変圧器の購入・搬入  
詳細は入札説明書、別冊図面及び内訳書のとおり

- (4) 工 期 契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 2 6 日まで

- (5) 本工事の入札は、入札を電子入札システムにより行う。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札に代えることができる。

### 2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号。(以下「予決令」という。))第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 入札時において有効な九州森林管理局における「電気工事」の一般競争参加資格の認定を受けていること(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州森林管理局長の一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(3)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

- (4) 平成 23 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 15 年間に元請けとして、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上のものに限る。)

なお、森林管理局・署等が発注した工事で、工事成績評定を受けている工事にあっては、その評定点が 65 点未満のものは実績として認めない。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち 1 社が上記の基準を満たす施工実績を有すること。

**同種工事：九州森林管理局管内において電気設備改修工事の施工実績**

- (5) 建設業法に規定する主任技術者又は監理技術者で、次に掲げる基準を満たす資格を有する者を当該工事に配置できること。ただし、建設業法第26条第3項の規定に該当しない工事については、専任の義務は有しない。

また、共同企業体にあつては、構成員のうち1社の主任技術者が次の資格を有していればよいこととする。

- ① 第1種電気工事士の資格を有する者であること。
- ② 監理技術者にあつては、上記①に定める資格を有する者であつて、かつ監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
- ② 平成23年度以降に(4)に掲げる工事の経験を有する者であること。

なお、当該工事が森林管理局長等が発注した工事で、工事成績評定を受けている工事にあつては、その評定点が65点未満のものは経験として認めない。

- ④ 配置を予定する技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係が、資料提出日以前に3ヶ月以上ある者であること。

- (6) 競争参加資格確認申請書(競争参加資格確認資料を含む。以下、「申請書」という。)の提出期限の日から開札までの期間に、九州森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知)に基づく指名停止を受けていないこと。

- (7) 森林管理局長等が発注した同種工事の場合、次のすべての事項を満たしていること。

- ① 令和6年度から令和7年度の過去2年度に完成・引渡し完了した工事の実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定点の平均が65点未満でないこと。  
(工事成績評定を実施した工事である場合)
- ② 令和6年4月1日以降に、調査基準価格を下回る価格をもって契約し完成・引渡し完了した工事がある場合においては、当該工事成績評定点が65点未満でないこと。  
(工事成績評定を実施した工事である場合)
- ③ 経常建設共同企業体にあつては、当該経常建設共同企業体の実績及び工事成績評定点とし、当該経常建設共同企業体としての実績がない場合は、実績のあるすべての構成員が上記の要件を満たしていること。

- (8) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

なお、本工事に係る設計業務等の受託者は、(株)ライト設計(熊本県熊本市中央区京町本丁8-12)である。

- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)(入札説明書参照)

- (10) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について(平成20年3月31日付け19東経第178号局長通知)に基づき、警察当局から当局長(署長、支署長含む)に対し、暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (11) 「建設業法」に基づく本店又は支店若しくは営業所が、九州森林管理局管内の市町村に所在すること。

また、経常建設共同事業体として資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、九州森林管理局管内の市町村に所在すること。

(12) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

- ① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
- ② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
- ③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

### 3. 競争参加資格の確認等

#### (1) 申請書等の提出

本競争の参加希望者は、上記 2 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い申請書等を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

#### (2) 申請書等の提出期間、提出場所及び方法

申請書等は、電子入札システムにより提出すること。

ただし、電子入札システムによりがたい者で発注者の承諾を得た場合は、下記②の場所に郵送等(配達証明ができるものに限る。以下同じ。)又は持参すること。

なお、詳細は入札説明書による。

##### ① 提出期間

令和 8 年 11 月 2 日（月曜日）から令和 8 年 11 月 16 日（月曜日）まで(土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日（以下「休日等」という。）を除く。)の午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで(正午から午後 1 時までを除く。)

##### ② 提出場所

〒860-0081

熊本県熊本市西区京町本丁 2 番 7 号

九州森林管理局 総務企画部 経理課 電話：096-328-3520

(3) 申請書等は入札説明書により作成すること。

(4) 上記(2)に規定する期限までに申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争入札に参加できない。

### 4. 入札手続等

#### (1) 担当部局

〒860-0081

熊本県熊本市西区京町本丁 2 番 7 号

九州森林管理局 総務企画部 経理課 電話：096-328-3520

#### (2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

入札説明書等は、電子入札システムにより交付するものとし、下記の期間内に電子入札システム内の「入札説明書等ダウンロードシステム」から入札説明書等の必要な情報を入手すること。

ただし、やむを得ない事情等により発注者の承諾を得て紙入札による場合は、下記の

①及び②において交付する。なお、紙入札による場合は、発注者の指示する方法で交付するので、担当部署にその旨を申し出ること。

① 交付期間

令和 8 年 10 月 30 日（金曜日）から令和 8 年 11 月 30 日（月曜日）まで

② 交付場所

上記 3(2)②と同じ場所。

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札による入札書を持参すること。郵送等による提出は認めない。

① 電子入札システムによる入札の締め切りは、令和 8 年 12 月 1 日（火曜日）10 時 00 分。

ただし、電子入札システムによる入札の受付開始の時期は、令和 8 年 11 月 26 日（木曜日）9 時 00 分からとする。

② 紙入札により入札する場合は、令和 8 年 12 月 1 日（火曜日）10 時 00 分までに九州森林管理局 1 階経理課会議室へ入札書を持参すること。

③ 開札は、令和 8 年 12 月 1 日（火曜日）10 時 05 分に、九州森林管理局 1 階経理課会議室において行う。

④ 紙入札による競争入札への参加に当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

5. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除。

② 契約保証金 納付。

ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 前金払

前金払いの金額は、請負代金額の 10 分の 4 以内とする。ただし、予決令第 86 条に規定する調査を受けた者との契約に係る前金払いの金額は、請負代金額の 10 分の 2 以内とする。

(4) 工事費内訳書の提出

第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を、電子入札システムにより提出すること。紙入札の場合は、入札書とともに工事費内

訳書を提出すること。

なお、工事費内訳書の様式は任意であるが、少なくとも数量、単価、金額等を明らかにすること。

また、入札の際に工事内訳書が未提出又は提出された工事費内訳書が未記入である等不備がある場合は、当該工事費内訳書の提出業者の入札を無効とすることがある。

(5) 入札の無効

- ① 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者の入札又は入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- ② 無効の入札を行った者を落札者としたことが明らかになった場合には、落札決定を取り消す。
- ③ 支出負担行為担当官から競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時ににおいて上記 2 に掲げる資格がない場合には、競争参加資格のない者に該当する。

(6) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS 等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を締結しないことがある。

なお、支出負担行為担当官からやむを得ないものとして承認された場合の他は、配置予定監理技術者等の変更は認められない。

(7) 契約書作成の要否： 要

(8) 関連情報を入手するための照会窓口

上記 5(2)②に同じ。

(9) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 3(2)により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時ににおいて、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(10) 本案件は、申請書等の提出及び入札を電子入札システムで行うものであり、詳細については、入札説明書及び電子入札システム運用基準（平成 16 年 7 月林野庁）による。

(11) 申請書等の内容のヒアリング

申請書等の内容についてのヒアリングは原則として行わない。

なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

(12) 発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成 19 年農林水産省訓令第 22 号)第 10 条及び第 11 条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方及び働きかけの内容）を記録し、同規程第 9 条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下、「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。

（不当な働きかけ）

- ① 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- ② 指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼
- ③ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
- ④ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
- ⑤ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
- ⑥ 公表前における発注予定に関する情報聴取
- ⑦ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
- ⑧ その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

(13) 詳細は入札説明書による。

(14) 本公告に記載のない事項については、九州森林管理局競争契約入札心得による。

#### お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、九州森林管理局ホームページ > 公売・入札情報 > 「発注者綱紀保持対策」をご覧ください。